（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第十七条　信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　辞任しようとする理由を記載した書類

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

２　前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第十八条　委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

（信託財産法人管理命令の請求）

第十九条　利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　受託者の死亡の事実を記載した書類

二　信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

三　信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の選任の請求）

第二十条　利害関係人は、信託法第百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　選任を請求する理由を記載した書類

二　信託管理人となるべき者に係る第一条第五号に掲げる履歴書及び就任承諾書

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第二十一条　信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　辞任しようとする理由を記載した書類

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第二十二条　委託者又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（新たな信託管理人の選任の請求）

第二十三条　利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　任務終了の事由を記載した書類

二　新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

三　新たな信託管理人となるべき者に係る第一条第五号に掲げる履歴書及び就任承諾書

（信託の終了の請求）

第二十四条　委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第百六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託の終了を請求する理由を記載した書類

二　信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三　残余財産の処分の見込みに関する書類

（受託者の氏名等の変更の届出）

第二十五条　受託者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　受託者の氏名、住所又は職業（受託者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）

二　信託管理人の氏名、住所又は職業（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）

三　運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業

２　前項第二号及び第三号の場合において新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員があるときは、これらの者に係る第一条第五号及び第六号に掲げる履歴書及び就任承諾書を添えなければならない。

（書類及び帳簿の備付け）

第二十六条　受託者は、信託事務を行う事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一　信託行為

二　委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書

三　許可、届出等に関する書類

四　収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

五　資産及び負債の状況を示す書類

六　運営委員会等の議事に関する書類

（業務の監督）

第二十七条　内閣総理大臣は、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（公益信託の終了の報告等）

第二十八条　受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　清算受託者は、信託の清算が結了したときは、清算結了後一月以内に、次の各号に掲げる書類を添えて報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　信託事務の最終計算書及び附属書類

二　残余財産の処分に関する書類

附　則

この庁令は、令和三年九月一日から施行する。